

防衛施設の建設・管理等に関する 行政評価・監視結果に基づく勧告

平成15年10月

総務省

前書き

防衛施設は、自衛隊及び在日米軍の各種活動の拠点であり、演習場、飛行場、営舎等用途が多岐にわたる2,896施設(平成15年1月1日現在)が全国に設置されている。防衛施設の建設に要する経費をみると、隊庁舎の新設及び改修、通信施設や飛行場の整備、訓練場の取得等に充てる施設整備費は、平成13年度1,598億円(当初予算。以下同じ。)、14年度1,570億円、15年度1,528億円が計上されている。

防衛施設の建設については、厳しい財政事情の下、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)の「V. 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項」において定められているように、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことが肝要であるとともに、「中期防衛力整備計画(平成13年度～平成17年度)」(平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定)において定められているように、一層の効率化、合理化を図ることが重要である。防衛施設の建設に関する入札・契約手続については、透明性、客観性及び競争性を高めることが求められているとともに、依然として厳しい財政事情の下、公共工事のコスト縮減が要請されている。

また、住宅の防音工事や民生安定施設設置の助成等の防衛施設周辺対策事業については、そのための基地周辺対策経費として、平成13年度1,480億円、14年度1,442億円、15年度1,413億円が計上されており、厳しい財政事情の下、防衛施設周辺対策事業を適正かつ効率的に実施することが重要である。

加えて、これらの防衛施設の建設・管理、基地周辺対策等に関する業務を効率的かつ効果的に実施するとともに、その組織・体制について簡素・効率化を進めることが必要である。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、防衛施設の建設・管理等の実施状況及び実施体制を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目次

- 1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化
- 2 防衛施設の建設工事に関する業務の運営の適正化等
- 3 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等
 - (1)住宅防音事業の運営の効率化及び合理化
 - (2)民生安定施設設置助成事業の運営の適正化
- 4 防衛施設事務所及び出張所の整理合理化

1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化

防衛施設は、自衛隊及び在日米軍の各種活動の拠点であり、演習場、飛行場、営舎等多岐の用途にわたっている。

防衛施設は、防衛庁の所掌事務に係る施設(以下「自衛隊施設」という。)と在日米軍の使用に供する施設及び区域(以下「在日米軍施設・区域」という。)に区分される。その数は、平成15年1月1日現在、2,896施設(自衛隊施設は2,808施設、在日米軍施設・区域は88施設)で、土地面積は約1,393平方キロメートル(自衛隊施設は約1,080平方キロメートル、在日米軍施設・区域は約313平方キロメートル)に、建物延べ面積は約24平方キロメートル(自衛隊施設は約17平方キロメートル、在日米軍施設・区域は約7平方キロメートル)に及んでいる。

防衛庁は、自衛隊や在日米軍が演習場、飛行場、港湾施設等として使用するための土地、建物等の購入や借上げ、その土地にある建物や工作物の移転又は除去による損失の補償、購入した土地、建物等の財産の管理に関する業務(以下「防衛施設の取得・管理業務」という。)を実施している。

今回、防衛施設の取得・管理業務の実施状況及び要員配置について調査した結果、次のような状況がみられた。

- 1) 防衛施設の取得・管理業務の運営
 - i.) 自衛隊の用に供する土地、建物等の取得については、防衛庁における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第72号)により、幕僚長等(機関の長を含む。)が、自衛隊の部隊等の要望事項を取りまとめ、施設取得等基本計画書を作成し防衛庁長官の承認を受けた後、防衛施設庁の命令により防衛施設局又は防衛施設支局が土地、建物等の取得を実施し、この財産の供用に関する事務を行う部隊に供用する仕組みがとられている。

平成8年度から13年度までの土地、建物等の取得状況について57自衛隊施設を調査した結果、取得した土地の利用計画が明確になっていないものがある。例えば、基地の安定使用を図るため取得するとし、行政財産とする目的で土地を取得しようとする場合における国有財産法(昭和23年法律第73号)第14条第1号の規定に基づく協議において、燃料補給施設等(軽油スタンド、ガソリンスタンド、洗車場等)の建設用地を取得するとしているが、燃料補給施設等の整備は行われておらず、購入した土地(面積2,813平方メートル、購入金額約1億3,500万円)が、3年6か月にわたり、更地の基地用地としての使用となっているものがある。
 - ii.) 防衛庁は、宿舍の数が不足する地域で、宿舍の貸与を希望する隊員に貸与する目的で民間アパート等を借り上げ、これを宿舍(以下「一般借上宿舍」という。)として使用している。

防衛庁は、新規賃貸借契約の締結に際し借上物件の登記簿及び現地の確

認、契約相手方への面談等の手続を定めているが、中には、一般借上宿舎の借上料が市場実勢を反映していないものがあり、例えば、市場価格の1.6倍の借上料を支払っている。

2) 防衛施設の取得・管理業務の要員配置

平成14年度末現在、防衛庁は、防衛施設の取得・管理業務を実施するため、8防衛施設局及び3防衛施設支局に655人の要員を配置している。

防衛施設の土地の購入及び借上げの実績については、平成8年度から14年度までの年間平均で、38施設において142人の所有者から約49万平方メートルの土地を約53億円で購入し、また、719施設において4万2,425人の所有者から284平方キロメートルの土地を1,052億円で借り上げている。

防衛施設の取得・管理業務については、業務量に基づく要員算定が行われておらず、土地、建物等の購入、借上げ及び補償の処理件数等の業務指標により比較した場合、次のような例がみられる。

- i.) 要員1人当たりの土地、建物等の購入処理件数に防衛施設局間で最大6.9倍の格差が生じている。
- ii.) 要員1人当たりの土地、建物等の借上処理件数に防衛施設局間で最大4.5倍の格差が生じている。

したがって、防衛庁は、防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1) i.) 用地取得は、施設建設の緊急性、優先性が高く、利用の計画が明確になっているものその他先行取得の合理的な理由があるものを対象とすること。
ii.) 一般借上宿舎の借上料について、市場実勢を反映するよう適切なものとする
- 2) 土地、建物等の購入、借上げの処理件数等の業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること。

2 防衛施設の建設工事に関する業務の運営の適正化等

防衛庁は、飛行場、港湾施設、庁舎、隊舎等の防衛施設について、建築、土木、設備及び通信の各種工事に関する業務(以下「防衛施設の建設工事に関する業務」という。)を実施している。

公共事業の入札・契約手続については、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)において、一定の基準額(平成13年度の建設工事は7億5,000万円)以上の調達は一一般競争入札方式を採用することとされ、基準額未満の調達で指名競争方式を活用する場合でも透明性・客観性及び競争性を高める措置を講ずることとされている。

また、指名競争入札においては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)において、指名基準の策定・公表及びこれに従った適切な指名や公募型指名競争入札(注)等の活用を図ることとされている。防衛庁は、指名競争参加者の選定の公正に資するため、防衛施設局及び防衛施設支局(以下「防衛施設局等」という。)に競争参加資格・指名審査委員会を設置している。

(注) 入札参加希望者を公募し、同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者等に関する技術資料の提出を受け、これらを審査の上、入札参加者を指名する方式

一方、公共工事のコストについては、依然として厳しい財政事情の下、コスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めるため、公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議において「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日策定。以下「新行動指針」という。)が定められた。防衛庁は、新行動指針を踏まえ、平成12年度から20年度までの「防衛施設建設工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(平成12年10月24日付け防経施第6304号防衛事務次官通達。以下「防衛庁新行動計画」という。)を定め、公共工事のコスト縮減に取り組んできている。

今回、防衛施設の建設工事に関する業務の実施状況及び要員配置について調査した結果、次のような状況がみられた。

1) 防衛施設の建設工事に関する業務の運営

- i.) 防衛庁は、平成13年度から、建設業者に広く平等な競争参加の機会を付与し、公正な競争を推進するため、入札方法を含む建設工事に関する発注見通しを公表している。入札方法及び工事概算額に関し、工事概算額は、これが3億円以上基準額未満の工事は公募型指名競争入札に付すことを基本としているなど入札方法の決定要因となっている。

しかしながら、年度当初の工事概算額算出時以降、大幅な工事内容の変更が生じ、公募型指名競争入札に付すことが相当であったが、試行導入を理由に工事概算額の見直しを行わないまま指名競争入札に付しているものなどがあり、工事概算額及び契約方法の見直しが不十分となっている。

- ii.) 新行動指針及び防衛庁新行動計画においては、経常建設企業体（以下「経常JV」という。）の活用を図る等により、中小建設業者の受注機会の確保を図りつつ、適切な発注ロット（一つの契約として発注する工事の規模）の設定を進めることを公共工事のコスト縮減対策の一つとして位置付けている。

しかしながら、中小建設業者の受注機会の確保対策である経常JVの活用が図られておらず、同一時期かつ同一内容の工事であって一括発注することも可能であったとみられる工事を分割発注しており、適切な発注ロットの設定によるコスト縮減が十分図られていないものがある。

なお、毎年度閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、中小企業者の受注機会の増大のため、物品等（工事及び役務を含む。）の発注に当たっては可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとされているが、公共工事については、コスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されており、平成9年度からは、この要請の範囲内で分離・分割して発注することとされている。

- iii.) 指名競争入札については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第97条において、契約担当官等は、競争に参加する者なるべく10人以上指名しなければならないとされているが、調査した9防衛施設局等における平成13年度の指名業者の選定状況を見ると、調査・測量業務の有資格者名簿の登録業者数からみて、予決令に基づく10社以上の指名が可能であるにもかかわらず、これを励行していない防衛施設支局があった。

- iv.) 競争参加者の指名について、契約担当官等は、内閣府所管契約事務取扱細則（平成13年内閣府訓令第38号）により、指名基準を遵守した上で、指名するに当たっては、なるべく同一人のみを指名することのないよう公平に指名することとされている。

しかしながら、調査した9防衛施設局等における平成13年度の競争参加者の指名状況を見ると、指名が特定の建築業者に偏っている防衛施設局があり、受注機会の均等が十分に図られていない。

2) 防衛施設の建設工事に関する業務の要員配置

平成14年度末現在、防衛庁は、防衛施設の建設工事に関する業務を実施するため、8防衛施設局及び3防衛施設支局に747人の要員を配置している。

防衛施設の建設工事については、平成8年度から14年度までの年間平均で、件数4,051件（工事2,199件、調査・設計等業務1,852件）、金額3,037億円（工事2,813億円、調査・設計等業務224億円）の契約が行われている。

防衛施設の建設工事に関する業務については、業務量に基づく要員算定が行われておらず、建築、土木、通信の工事件数等の業務指標により比較した場合、次のような例がみられる。

- i.) 要員1人当たりの建築工事件数に防衛施設局間で最大2.4倍の格差が生じている。
- ii.) 要員1人当たりの土木工事件数に防衛施設局間で最大1.8倍の格差が生じている。

- iii.) 要員1人当たりの通信工事件数に防衛施設局間で最大3.8倍の格差が生じている。

したがって、防衛庁は、防衛施設の建設工事に関する業務の運営の効率化及び合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1) i.) 防衛施設の建設工事の発注に当たり、工事面積、工法等の工事内容の変更があったものは、工事概算額を見直し、適切な契約方法を採用すること。
 - ii.) 経常JVの活用等により、中小建設業者等の受注機会の確保にも配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進すること。
 - iii.) 指名競争の実施に当たっては、指名業者以外にも契約履行が可能な業者が存在する場合、予決令に定める業者数の指名を励行すること。
 - iv.) 競争参加資格・指名審査委員会の活用、年度途中における指名状況のチェック及びその徹底等により参入機会の拡大を図り、特定業者への指名の偏りを防止すること。
- 2) 建築、土木、通信の工事件数等の業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること。

3 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等

(1) 住宅防音事業の運営の効率化及び合理化

防衛庁は、防衛施設周辺の暮らしの安定と福祉の向上を図るため、市町村等が行う公共用施設の整備事業や飛行場周辺の住宅の防音工事等に対する助成事業(以下「防衛施設周辺対策事業」という。)を実施している。

その一環として、防衛庁は、自衛隊の航空機の離発着等による音響に起因する障害の防止・軽減を図るため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第4条等に基づき、次の事業の区域に所在する住宅について遮音、吸音及び空気調和の機能を付加する工事及びその機能を復旧する工事に対する補助(以下「住宅防音事業」という。)を実施している。

- 1) 防衛施設周辺住宅防音事業(昭和49年度から実施)
防衛施設庁長官が障害が著しいと認めて指定する防衛施設(平成14年度末現在:30施設)の周辺区域に指定する際、現に所在する住宅を対象
- 2) 防衛施設周辺特定住宅防音事業(平成6年度から実施)
上記1)の周辺区域に所在する住宅(上記1)の住宅を除く。)のうち、防衛施設庁長官が定める区域及び期日に現に所在する住宅を対象
- 3) 演習場周辺住宅防音事業(平成9年度から実施)
演習場周辺の防衛施設庁長官が指定する区域に当該指定の際、現に所在する住宅を対象

今回、住宅防音事業の実施状況及び要員配置について調査した結果、次のような状況がみられた。

1) 住宅防音事業の補助金の積算

ア

防衛庁は、住宅の防音工事について、工事費及び設計監理費のほか、工事に付帯して必要な事務費(以下「地方事務費」という。)を補助金の交付対象としている。地方事務費は、補助事業者が直接事務手続を行う場合は、工事費に一定率(100分の6.5。ただし、機能復旧工事の場合は100分の8.5)を乗じた額を上限としている。

一方、住宅防音事業の補助事業者は主に個人であり、補助金の交付申請等事務手続に不慣れなことから、防衛施設局に対する諸手続、連絡、調整のほか、補助金の請求、受領及び工事関係者への支払いの業務を補助事業者から受託して実施している財団法人(昭和52年6月設立。以下「受託法人」という。)があり、昭和52年度から14支所・出張所でこれら受託業務を実施してい

る。この場合、受託法人は、補助事業者との間で地方事務費相当額を受託業務手数料とする契約を締結しており、防衛庁は、この場合の地方事務費は、工事費に一定率を乗じた額又は一定額(平成3年5月から1世帯当たり8万4,000円(集合住宅の場合を除く。))のいずれか低い額を上限としている。

受託法人が受託業務を実施する場合の地方事務費について、防衛庁は、受託業務の実施に実際に要する人件費及び物件費を査定し積算することなく上限額を定めている。すなわち、防衛庁は、昭和53年6月、受託法人から53年度における受託業務の必要経費見込額(人件費及び諸経費)として申し出られた額(約6億円)を受託予定世帯数(約9,000世帯)で除した額を基に上限額を1世帯当たり6万5,000円としている。さらに、防衛庁は、受託法人からの増額改訂の要請を踏まえ、平成元年5月には上限額を1世帯当たり7万5,000円に、また、平成3年5月に1世帯当たり8万4,000円に改訂しているが、これらの改訂時においても積算は行われていない。

イ 受託法人は、住宅防音事業に関する受託業務を公益事業として実施している。公益事業については、受益者に対し費用の負担を求めることもやむを得ないが、収入、支出が均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、法人の運営に必要な額にとどめることが肝要である。

受託法人の受託業務事業の営業損益を把握することが可能な昭和56年度から平成8年度までの決算書(特別会計の損益計算書)をみると、事業収入及び事業収入原価のほとんどは住宅防音事業によるもので、住宅防音事業については、この間の年間平均で、611億円の事業収入に対して593億円の事業支出で18億円の事業総利益を上げ、事業総利益から営業費用を差し引いた営業利益は、他の受託業務事業を含めても1億4,800万円の黒字(収入超過)となっている。また、この間、受託法人は、取得した利益により基本財産を1億円から10億円に増加するとともに、7億8,500万円の運営安定化資金を積み立てている。

さらに、総合一般会計が導入された平成9年度から14年度までの決算書をみると、受託法人の事業収入の8割以上は住宅防音事業に関する受託業務手数料収入となっており、受託法人は、当期の収入額が支出を上回る場合はその差額を次年度に繰り越し事業資金に充当し、13年度に2億8,000万円、14年度に1億300万円の赤字が発生しているものの、14年度末現在で5億1,200万円の次期繰越収支差額を計上している。このほか、受託法人は、取得した利益により9年度に2億1,500万円を運営安定化資金に繰り入れ、14年度末現在、10億円の運営安定化資金を積み立てている。運営安定化資金は、前期繰越収支差額を上回る額の赤字(支出超過)が発生した場合又は公益事業を拡充する場合に取り崩すことのできるものであるが、これまで取り崩した実績はない。

このようなことから、受託法人が受託業務を実施する場合の地方事務費は、受託法人による受託業務の実態に即したものとなっていない。

ウ 受託法人の支所・出張所は、本部が定めた住宅防音事業業務実施要領に基づき、住宅防音工事の申込みから補助金の受領・支払いまでの一連の業務を実施している。その実施状況を見ると、次のとおり、補助事業者が実施する性質の業務でなく、地方事務費の対象に含まれるものでない業務がある。

i.) 防音工事の申込み等が遅滞なく防衛施設局に到達するための協力として、防衛施設局から送付される住宅防音事業の補助金交付申込書、補助事業等交付内定通知書、補助金交付決定通知書及び補助金等金額確定通知書の補助事業者への郵送

ii.) 防音工事希望室の確認等のための現地調査等への協力として、防衛施設局職員による現地調査又は完了確認のための自動車による現地案内

住宅防音事業は、防衛施設局ごとに年間2回から5回程度の数回に分けて実施されており、受託法人の支所・出張所は、住宅防音事業1回当たり94世帯の受託業務を実施している。受託業務の実施費用の9割は支所・出張所の職員の人件費で、人件費の額は業務の効率性によって大きな影響を受けるも

のであるが、支所・出張所間で職員1人当たりの受託世帯数に最大1.7倍の格差が生じており、受託業務の効率化・合理化を図る余地が認められる。

2) 住宅防音事業の要員配置

平成14年度末現在、防衛庁は、住宅防音事業を実施するため、8防衛施設局及び1防衛施設支局に116人の要員を配置している。住宅防音事業の実績は、平成8年度から14年度までの年間平均で、3万7,520世帯に対して補助が実施されている。

住宅防音事業については、業務量に基づく要員算定が行われておらず、補助世帯数等の業務指標により比較した場合、防衛施設周辺住宅防音事業及び防衛施設周辺特定住宅防音事業について要員1人当たりの補助世帯数に防衛施設局等間で最大1.7倍の格差が生じている。

したがって、防衛庁は、住宅防音事業の運営の効率化及び合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1) 住宅防音事業の地方事務費について、受託法人における受託業務の実態を踏まえ、合理的な積算を行うことにより減額する等その在り方を抜本的に見直すこと。
- 2) 住宅防音事業の補助世帯数等の業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること。

(2) 民生安定施設設置助成事業の運営の適正化

防衛施設周辺対策事業の一環として、防衛庁は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害され、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設(以下「民生安定施設」という。)を整備する場合、環境整備法第8条に基づき、当該地方公共団体に対する費用の助成(以下「民生安定施設設置助成事業」という。)を行っている。

民生安定施設設置助成事業の補助金交付事務の取扱いについては、補助事業者は、障害の原因・状況、事業目的等を記載した補助事業等計画書を防衛施設局長に提出し、防衛施設局長は、これを審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の目的、計画内容等が適正であるか否かについて意見を付して防衛施設庁長官に補助事業計画書を送付する仕組みとなっている。

今回、民生安定施設設置助成事業の実施状況及び要員配置について調査した結果、次のような状況がみられた。

1) 民生安定施設設置助成事業の運営

i.) 民生安定施設の範囲は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号。以下「環境整備令」という。)第12条で、生活環境施設については公園、体育館、公民館等が、事業経営の安定に寄与する施設については農業用施設、港湾施設等が定められているほか、同条で定める防衛施設庁長官が指定する施設として、汚水除去施設、市町村の主たる事務所等が告示されている。

しかしながら、民生安定施設として指定及び告示が行われていないものに補助を行っているものがある。例えば、平成13年度、防災船の配備(事業費約1.5億円)について、港湾施設設置助成事業として補助(補助額約1億円)を行っているが、補助の対象となる施設は、環境整備令で港湾施設用地とされており、防災船は民生安定施設としての指定及び告示は行われていない。

ii.) 利用が低調な施設に補助を行っているものがある。平成9年度及び10年度に設置された学習等共用施設(床面積約4,000平方メートル、事業費約9億円)のうち、補助対象となるコミュニティ施設部分(床面積2,200平方メートル、補助額約2.4億円)の利用見込みを把握しておらず、補助施設である会議室の利用は年間開館日数の3割と低調となっている。

2) 民生安定施設設置助成事業の要員配置

平成14年度末現在、防衛庁は、民生安定施設設置助成事業を実施するため、8防衛施設局及び1防衛施設支局に128人の要員を配置している。

民生安定施設設置助成事業の実績は、平成8年度から14年度までの年間平均で、実施件数は469件、補助金額は258億円となっている。

民生安定施設設置助成事業については、業務量に基づく要員算定が行われておらず、補助施設数等の業務指標により比較した場合、要員1人当たりの補助施設数に防衛施設局間で最大2.1倍の格差が生じている。

したがって、防衛庁は、民生安定施設設置助成事業の運営の適正化、効率化及び合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1) i.) 環境整備令で民生安定施設と明記されていない施設を助成する場合、同令に基づく民生安定施設としての指定及び告示を励行すること。
ii.) 補助事業等計画書の審査に当たって、利用が低調とならないよう、利用見込み等を把握し、十分な利用が見込まれる事業を採択すること。
- 2) 民生安定施設設置助成事業の補助施設数等の業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること。

4 防衛施設事務所及び出張所の整理合理化

防衛庁は、平成14年度末現在、防衛施設局又は防衛施設支局の下に、26防衛施設事務所及び2出張所(以下「防衛施設事務所等」という。)を設置し、261人の要員を配置している。その業務は、i.) 防衛施設の周辺地域の地方公共団体、住民等との連絡、交渉、調査及び資料収集といった防衛施設局又は防衛施設支局の補助業務、ii.) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇及び労務管理等とされている。

防衛施設庁が設置された昭和37年11月当時、防衛庁は、27防衛施設事務所、1出張所、2管理事務所及び2工事事務所を設置していたが、行政の簡素・効率化を図るとともに、防衛施設の設置又は運用により生じる問題への対応を図る観点から、8防衛施設事務所の廃止、7防衛施設事務所の新設、5出張所の廃止及び6出張所の新設並びに2管理事務所及び2工事事務所の廃止を行ってきている。このほか、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)では、防衛施設事務所・出張所について、平成16年度末までに3箇所を整理統合し、28箇所を25箇所に再編することとされている。

今回、防衛施設事務所等の体制及び業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

- 1) 国の地方支分部局で都道府県未満の段階の機関については、同種の機関を分散配置することは行政運営上非効率なものとなることから、その配置を合理的かつ効率的なものとするのが重要である。
28防衛施設事務所等の管轄区域をみると、13防衛施設事務所は都道府県の区域以上を管轄しているが、15防衛施設事務所等は都道府県未満の区域を管轄しており、このうち14防衛施設事務所等は、防衛施設局又は他の防衛施設事務所に近接して配置されている。
- 2) 防衛庁は、防衛施設事務所等の設置理由について、飛行場、演習場等の防衛施設が、航空機、射撃の騒音・振動、跳弾等の事故により周辺の地方公共団体、住民等との間で問題が起きやすく、この処理を誤った場合はその安定的な運用に支障を来すことから、防衛施設を使用する自衛隊の部隊でなく、防衛施設局の職員が防衛施設の設置及び運用状況を直接確認し、関係地方公共団体等と接触の上その動向を把握し、問題が生じた場合に迅速に対応するため、当該防衛施設の近傍又は防衛施設局の遠隔地に設置するとしている。
しかしながら、上記の防衛施設局又は他の防衛施設事務所に近接して配置されている14防衛施設事務所等の中には次のようなものがあり、その業務は近接する他の防衛施設事務所で実施することが可能である。

- i.) ターボジェット発動機を動力とする航空機の離発着が行われる飛行場、砲撃を実施している演習場等、その設置又は運用が周辺地域における生活環境又は周辺地域の開発に及ぼす影響が一定以上の防衛施設については、環境整備法第9条第1項に基づく特定防衛施設として指定、告示されているが、管轄区域内に特定防衛施設が設置されていないもの
- ii.) 管轄区域内に特定防衛施設が設置されているが、訓練規模が小さく、騒音、振動等の防衛施設周辺地域に及ぼす影響が比較的小さいもの
- iii.) 特定防衛施設までの距離、時間からみて、近接設置されている他の防衛施設事務所の方がより迅速な対応が可能なもの

したがって、防衛庁は、組織の簡素・効率化を図る観点から、同一都道府県内に近接設置している防衛施設事務所等について、i.) 管轄区域に特定防衛施設がないもの、ii.) 管轄区域に特定防衛施設が所在するがその周辺地域に及ぼす影響が小さいもの又はiii.) 特定防衛施設までの距離、時間からみて他の防衛施設事務所の方がより迅速な対応が可能なものについては整理合理化を図る必要がある。
